

4. 加工食品分野の物流効率化に向けた取組

○ 加工食品分野における持続可能な食品物流の構築に向けた取組について

水平連携

ソフトのプラットフォーム

2016年5月
《SBM会議(食品物流未来推進会議)》

F-LINE参加企業6社 + **kikkoman** 味の素株式会社 **kewpie** キユーピー株式会社

8社による製配販課題解決の討議

手待ち時間、附帯作業、納品方法など共通課題討議

ハードのプラットフォーム

2015年2月
《F-LINEプロジェクト》



6社による持続可能な物流体制の構築
(3テーマ)

- ① 共同配送(2016年4月北海道、2019年1月九州)
- ② 共同幹線輸送(2016年4月 北海道向け)
- ③ 製配販課題(業界全体の問題)

垂直連携
斜め連携

2018年5月
「**持続可能な加工食品物流検討会**」発足
持続可能な加工食品物流を目指し**製配販課題解決**
のためのプラットフォーム構築
製配販3層+行政(国交省・経産省・農水省)

2018年6月
「**加工食品における生産性向上及びトラック
ドライバーの労働時間改善に関する懇談会**」
加工食品業界団体+行政(国交省・経産省・農水省・厚労省)

・味の素物流
 ・ハウス物流サービス
 ・カゴメ物流サービス

現F-LINE
九州F-LINE

日清
フーズ

日清
オイリオ

2019年4月 **F-LINE(株)設立** 

・物流企画立案機能統合
 ・物流資産共有
 ・3社の物流子会社統合

全国展開

出資比率: 味の素社45%、ハウス食品社26%、カゴメ社22%
 日清フーズ社4%、日清オイリオ社3%

総合物流施策大綱(2017~2020)『物流の生産性向上』
民間+各省庁の連携による施策の推進

○ これからの加工食品分野における改革活動の全体スキーム



第8回 持続可能な物流の実現に向けた検討会SBM会議説明資料より抜粋

○ 物流情報標準ガイドラインの全体像

■ ポイント

- 昨年、業界関係者との意見交換やパブリックコメントを経て「物流標準ガイドライン Ver1.00」を公表。それに対する反響を踏まえ、より現場に即したガイドラインとして今年「物流情報標準ガイドライン Ver2.00」に更改。
(本ガイドラインの対象が業務プロセスやメッセージレイアウト、データ項目等であることをより正確に表現するため、本改訂にて「物流情報標準ガイドライン」と名称変更)
- 「総物流施策大綱（2021年度～2025年度）」（2021年6月閣議決定）では、物流・商流データ基盤の構築をはじめとした物流標準化の推進の重要性が指摘されている。物流・商流データ基盤内外で本ガイドラインが広く活用されることで、より幅広い関係者間でのデータ連携の実現を目指している。

■ 標準化の背景と目的

背景

ソフト面において伝票や電子データ形式等が事業者毎によって異なる等の原因で、相互に円滑な情報の受け渡しがしにくく、サプライチェーン全体としての効率性が損なわれている。

目的

サプライチェーンを構成する関係者の連携・連携により物流の効率性を高め、生産性の向上に向けた環境整備の一環として個別業界ごと又は業界横断的に物流システムの標準化を実現する。

■ 標準化の検討対象

物流業務プロセス標準 (物流業務プロセスの標準化)

共同運送、共同保管、検品レス、バース予約を対象として、運送計画や集荷、入出庫、配達といった物流プロセスの流れやルールを定義。

物流メッセージ標準 (物流情報標準メッセージレイアウト)

上記4プロセスが実現するよう、運送計画情報や出荷情報、運送依頼情報といったメッセージを定義。

物流共有マスタ標準 (物流情報標準共有マスタ)

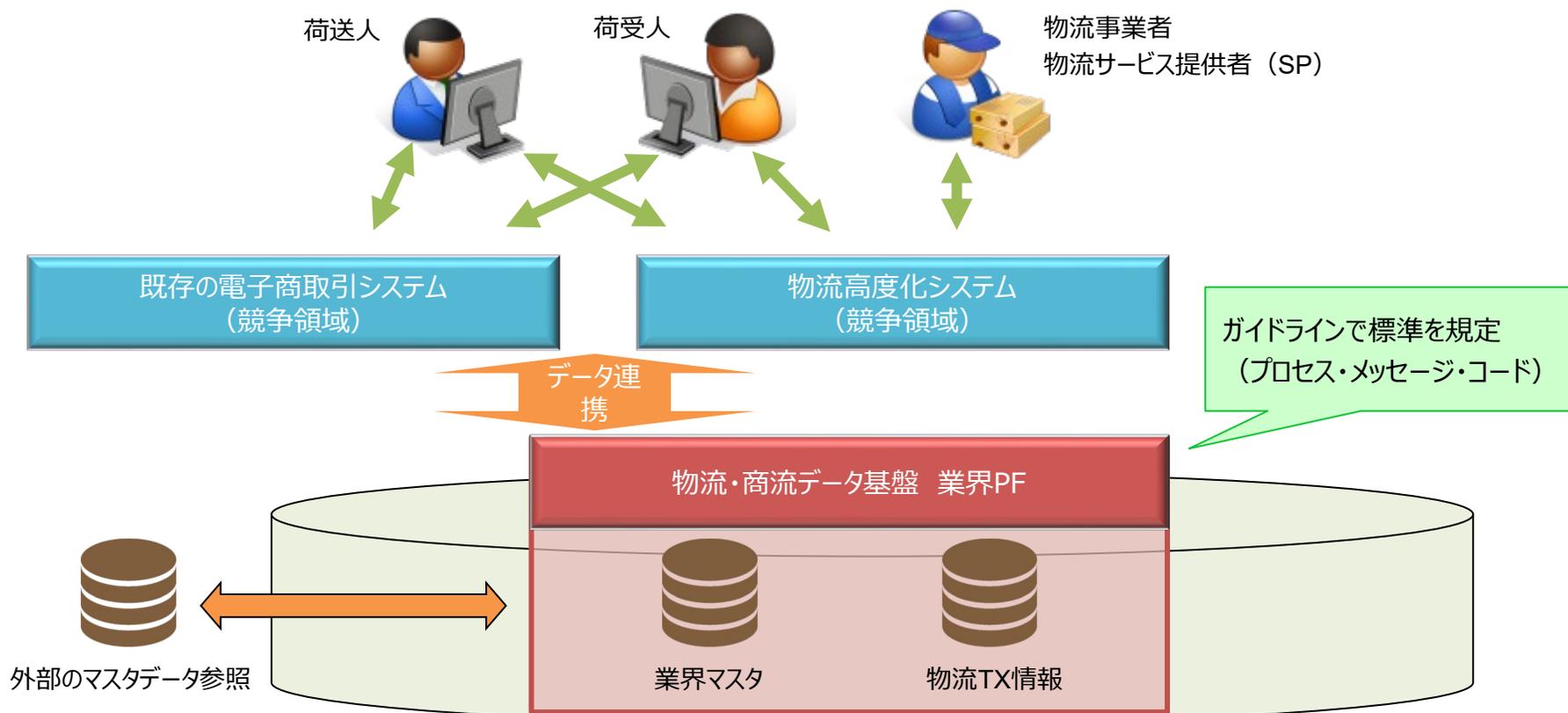
車輛や事業所、商品、輸送容器といったマスタを定義。

- コード標準化に対する方針：メッセージおよびマスタで使用する日付表現や場所コード、企業コード、商品コード、出荷梱包コード等の標準化の方針であり、必須コードと推奨コードを規定。

○ 「スマート物流サービス」とは

SIPスマート物流サービスでは物流・商流データ基盤を構築 標準化したデータを一元的に管理し、革新的なサービスを実現する

- 物流・商流データ基盤とは、サプライチェーンの川上から川下までのデータを蓄積・解析・共有するためのプラットフォームである。
 - SIPスマート物流サービスの参画者は、業界ごとの利用モデルを踏まえた物流・商流データ基盤（業界PF）を利用できる。
 - 既存システムとも連携し、共同運送や共同保管などの革新的なサービスの実現を目指す。（PoCを実施中）
- 参画する際、関係者は物流情報標準ガイドラインで定める標準を遵守する必要がある。



○ 加工食品分野における物流標準化アクションプラン概要

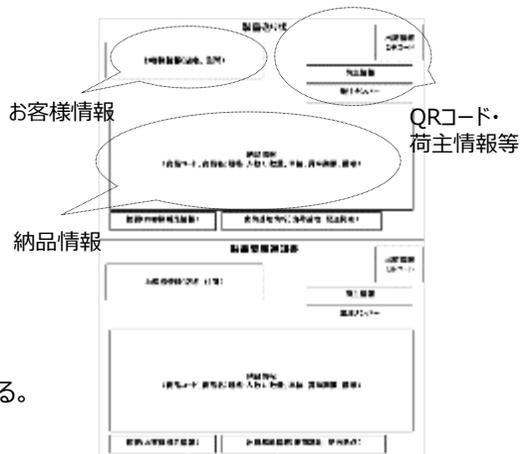
納品伝票

伝票自体のサイズや複写枚数、記載内容が、各社ごとに異なっている現状。



A4版上下1枚伝票に賞味期限やQRコード等を記載することを標準化例とし、検品の負荷軽減を図る。

【納品伝票の標準化例】



パレット・外装サイズ

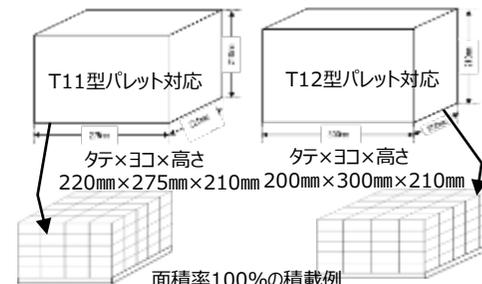
パレットは、一部を除きT11型パレットとT12型パレットが主流となっているものの、外装サイズは商品ごとにサイズが異なっている現状。



パレットへの積載、トラックへの積み込み、物流倉庫への保管の効率性を考慮した外装サイズを標準化例とし、輸配送及び保管の効率の向上を図る。

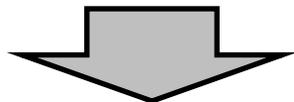
【パレット・外装サイズの標準化例】

(パレット)
T11型及びT12型パレットが主流となっていることから、この2つの規格を基本とする。
(外装サイズ)
底面のサイズをT11型パレット対応は220mm×275mm、T12型パレット対応は200mm×300mmを基本とし、高さは5段積みをするを想定し210mmを基本とする。



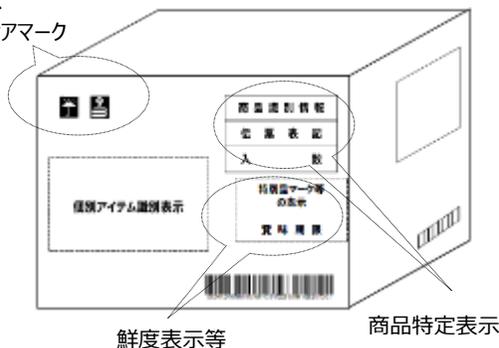
外装表示

外装表示は各社の商品ごとに設計、印字されており、表示内容や表示位置、文字フォント等が異なっている現状。 ケアマーク



商品特定表示やバーコード等の表示内容、側面4面を表示面とした上での表示位置、識別性・視認性の高いフォントを標準化例とし、商品の仕分けや検品時の作業の効率の向上を図る。

【外装表示の標準化例】



コード体系・物流用語

同一住所の届け先も発荷主ごとに納品先コードが異なっていたり、商品の出発地を意味する用語が「発荷主」や「発拠点」等の複数用語が存在したりしている現状。



戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマート物流サービス」において構築予定の物流・商流データ基盤において使用するコード体系・物流用語を標準化例とし、共同輸配送等の事業者間連携の事務作業軽減を図る。

【コード体系・物流用語の標準化例】

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「スマート物流サービス」※にて構築する予定の物流・商流データ基盤において、そのデータ基盤上で使用するコード体系や物流用語等を標準化例とし、加工食品分野においても、業界内だけの独自のコード体系・物流用語の標準フォーマットを決定するのではなく、SIP「スマート物流サービス」にて決定された標準化項目に準拠していくことが望ましい。

○ 加工食品分野における物流標準化アクションプラン フォローアップ会合

<第1回フォローアップ会での発表内容>

納品伝票

複数システムベンダーによる伝票電子化システム間の相互連携の取り組み

● 納品伝票エコシステム

どの納品伝票サービスを選んで、どのデータが見られるか

● ユーザーメリット

課題

様々な採用しているシステムを考慮しなければならぬ

多様なデータの連携、バックシステム間で、業務連携が求められる

解決イメージ

シンプルなお問い合わせで、必要なデータにアクセスできる

データを集約し、システム連携によって、業務自動化が進む

外装サイズ

加工食品分野における外装サイズ標準化協議会による「外装サイズ標準化ガイドライン」策定の取り組み

本ガイドラインの概要

- 本ガイドラインの対象者
 - メカタイプ(1)及び(2) 外装サイズの標準化に際しての取組を促すための、(1)加工食品製造業者 (2)卸・小売業者 (3)物流事業者 (4)食品事業者(トラック運送事業者)
- ガイドラインの取組者が使用するパレットの平面サイズ
 - メカタイプ(1)は、1100×1100mm (T1100)パレットを推奨とする。
- 包装積物を積み付ける最大平面寸法
 - トラックの積込可能な積込量によって包装物が変形して61100mmを越えない(計)40mmのクリアランスを確保し、1060mm×1060mmとする。
- パレット積物の全高
 - 大型トラック荷台に二位積みが可能は1300mm以下が望ましい。
- 外装サイズの標準寸法
 - 1100mm×610mmの平面寸法に満たない90%以上の平面積載率を達成する。1×W×H: 265mm×210mm×210mmを基本とする。
- 外装積の最大重量
 - 必要安全係数を1.25とする(積込高さ1.8m以上の積込高さ)の上取組を推奨し、20kgとする。
- 卸・小売業者におけるパレット単位の搬送
 - 付帯情報の追記、積込荷物の適合性があるため、100単位以上は搬送可能な輸送手段の確保などが必要となるため、卸・小売業者への搬送によるパレット単位の搬送についても記載

データ

SIPスマート物流サービスによる「物流・商流データ基盤」の開発、「標準化ガイドライン」策定の取り組み

SIP物流標準ガイドライン

「SIPスマート物流サービス」
物流・商流データ基盤

3.(2) 標準化の検討対象

標準化の検討対象	取組内容
物流業務の一元化(標準化) (1) (2) (3) (4) (5)	物流業務の一元化(標準化) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)
データ連携の一元化(標準化) (1) (2) (3) (4) (5)	データ連携の一元化(標準化) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)
データ連携の一元化(標準化) (1) (2) (3) (4) (5)	データ連携の一元化(標準化) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

外装表示

GS1 Japanによる「ケース単位への日付情報等のバーコード表示ガイドライン」策定の取り組み

2. ガイドラインのポイント

④文字表示のガイドラインと、段ボールへの表示例

○ 事業系食品ロス削減の取組について

全国一斉商慣習見直し運動(令和2年度～)

- ✓ 10月30日までに全国一斉で商慣習を見直すことを呼びかける運動を実施。

取組内容

- (1) **10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし**、以下の取組を実施することを、業界団体等を通じて食品関連事業者呼びかけ。

※この呼びかけは任意のものであり、サプライチェーンにおける食品ロスの削減という本運動の趣旨に賛同する事業者の方に、自発的に取り組んでいただくもの。

(ア) 食品小売業者

推奨3品目（飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺。以下同じ。）及びその他の加工食品の**納品期限の緩和**

(イ) 食品製造業者

推奨3品目及びその他の加工食品の**賞味期限表示の大括り化**（年月表示、日まとめ表示）

- (2) 納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化に取り組む企業を募集し、**事業者名を公表**（今後取り組む予定の企業も公表対象）

(3) 自社の食品ロス削減やリサイクルの取組をPR

取組内容の分かる**自社ウェブページのアドレス**又は**事例紹介フォーマット**を、**農林水産省のウェブページ**で掲載。

【公表結果】令和5年10月時点の取組事業者数（予定含む）

- ・**納品期限の緩和：297事業者**（令和4年10月時点：240事業者）
- ・**賞味期限表示の大括り化：318事業者**（令和4年10月時点：267事業者）